

(仮称) 泉南市営りんくう公園整備等事業

実施方針

平成 29 年 11 月 2 日

大 阪 府 泉 南 市

目 次

第1.	特定事業の選定に関する事項	1
1.	事業内容に関する事項	1
(1)	事業の目的	1
(2)	事業の名称	1
(3)	事業の対象となる公共施設	2
(4)	公共施設等の管理者等の名称	2
(5)	事業予定地	2
(6)	特定事業の範囲	2
(7)	事業方式	3
(8)	事業期間	3
(9)	PFI事業者の収入	3
(10)	設置管理許可の使用料	4
(11)	本事業の実施に関する協定等	4
(12)	本事業に関連する法令等の遵守	4
2.	特定事業の選定に関する事項	5
(1)	特定事業の選定にあたっての考え方	5
(2)	選定結果の公表	5
第2.	民間事業者の募集及び選定に関する事項	6
1.	募集及び選定方法	6
2.	応募者の備えるべき参加資格要件	6
(1)	応募者の構成	6
(2)	応募者の参加資格要件	7
(3)	応募者の参加資格要件確認基準日	11
(4)	代表企業、構成企業及び協力企業の変更	12
(5)	公募型プロポーザルに係る提出資料	12
3.	民間事業者の募集・選定手順	13
(1)	募集・選定スケジュール	13
(2)	民間事業者の募集手続等	14
第3.	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	16
1.	事業者の責任の明確化に関する事項	16
(1)	事業者の責任	16
(2)	想定されるリスクと責任分担	16
(3)	リスクが顕在化した場合の費用負担の方法	16

2.	事業者の責任の履行確保に関する事項	16
第4.	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	17
1.	公共施設等の立地に関する事項	17
(1)	公共施設等の立地に関する事項	17
(2)	本事業区域のうち既存施設に関する事項	18
(3)	本事業区域に隣接する施設に関する事項	18
2.	事業区域に関する事項	19
3.	施設構成	20
第5.	事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	21
1.	係争に対する措置	21
2.	管轄裁判所の指定	21
第6.	事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	22
1.	事業の継続が困難となった場合の措置	22
(1)	PFI事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合	22
(2)	市の帰責事由により事業の継続が困難となった場合	22
(3)	いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合	22
2.	金融機関又は融資団と市の協議	23
第7.	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	24
1.	法制上の措置	24
2.	税制上の措置	24
3.	財政上及び金融上の支援	24
第8.	その他特定事業の実施に関し必要な事項	25
1.	実施方針の公表に関する事項	25
(1)	実施方針に関する質問の受付及び回答の公表	25
(2)	実施方針の変更	25
2.	応募に伴う費用	25
3.	情報公開及び情報提供	25
4.	送付先・問合せ先	26

別紙

資料1 区域図

資料2 既存施設の取扱い

資料3 リスク分担表（案）

第 1. 特定事業の選定に関する事項

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業の目的

泉南市（以下、「市」又は「本市」という。）は、大阪府（以下、「府」という。）南部に位置し、関西国際空港の南部約 3 分の 1 を市域に含む臨空都市である。関西国際空港の対岸には、本市のほか、泉佐野市及び田尻町の 2 市 1 町にまたがるりんくうタウンが整備されている。

りんくうタウンは、関西国際空港の機能の補完と立地インパクトを活かして地域の繁栄を図る目的で、府が事業主体となり、空港対岸を埋め立てて作られたまちであり、宿泊施設、公園、海水浴場、商業施設、流通施設及び工場等が立地している。府は、りんくうタウンのシンボル緑地部及びシーサイド緑地部を「府営りんくう公園」として整備し、りんくうタウンのまち開きの際に一部は開園したものの、泉南市域においては整備が進まず、開園していない状態が続いていた。

市は、この開園されていない市域部分を府から借り入れ、にぎわいとレクリエーションゾーンの形成と、近年増加傾向にあるインバウンド観光への対応強化を図るため、新たな都市公園「(仮称) 泉南市営りんくう公園（以下、「本公園」という。）」の整備を行うことを決定し、その整備・運営については民間の活力を活用して進めることとした。

(仮称) 泉南市営りんくう公園整備等事業（以下、「本事業」という。）は、市が本公園の整備・運営を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」

(平成 11 年法律第 117 号。以下、「PFI 法」という。) に基づいて実施する事業であり、民間事業者の創意工夫を活かした提案により、「都市公園法」(昭和 31 年法律第 79 号) の規定に基づく施設を整備・運営し、良好な都市環境の創出と、憩い・スポーツ・野外活動などを通じた健康の増進や広域的なにぎわいと交流の創出を図り、地域の魅力向上に資することを目的とする事業である。

(2) 事業の名称

(仮称) 泉南市営りんくう公園整備等事業

(3) 事業の対象となる公共施設

① 名称

(仮称) 泉南市営りんくう公園

② 種類

都市公園

(4) 公共施設等の管理者等の名称

大阪府泉南市長 竹中 勇人

(5) 事業予定地

事業予定地 大阪府泉南市りんくう南浜地内

敷地面積 約 26.26ha

(6) 特定事業の範囲

本事業は、事業予定地において、本公園の整備・維持管理及び運営を実施するものである。本事業は、以下の業務で構成される。具体的な業務内容については、業務要求水準書に示す。

① 設計業務

設計業務は、本事業を実現するための設計条件、管理の仕様を見通した基本事項や建設に必要なデータを得るとともに、建設する施設内容を基本設計図書及び実施設計図書に取りまとめる業務である。

② 建設業務

建設業務は、市が承認した施設を建設期間内に、安全に建設する業務である。

③ 工事監理業務

工事監理業務は、建設期間内に、安全に、仕様を満足する建設業務が行われるよう工事を監理する業務である。

④ 維持管理業務

維持管理業務は、事業契約締結から3か月以内に開始し、事業期間終了まで、公園利用者が公園施設を安全に、安心して利用できるよう、適切に維持管理を行う業務である。

⑤ 運営業務

運営業務は、既存施設を活用する場合は事業契約締結から3か月以内に開始し、事業期間終了まで、新規施設を整備する場合は新規施設供用開始から事業期間終

了まで、都市公園としての運営を行う業務である。

(7) 事業方式

本事業は、PFI 法第 14 条第 1 項の規定に基づき、公共施設等の管理者等である市と選定された民間事業者又は選定された民間事業者が設立する SPC（特別目的会社）（以下、「PFI 事業者」という。）が締結する本事業に係る契約（以下、「事業契約」という。）に従って、市が設定する都市公園の敷地内に、PFI 事業者が本公園を整備（施設の設計・建設）し、事業期間中、本施設を所有して維持管理及び運営を行い、事業終了後に本公園の管理者である市に所有権を移転する BOT（Build-Operate-Transfer）方式及び事業終了時に整備した施設を撤去する BOO（Build-Own-Operate）方式により実施する。

PFI 事業者が BOT 方式及び BOO 方式により整備、維持管理及び運営を行う公園施設を含む敷地については、市が PFI 事業者に事業期間終了まで設置管理許可を与えるものとし、事業期間中、10 年毎に必要な回数更新する。なお、市は、泉南市都市公園条例に基づき、設置管理許可によって整備した公園施設及び設置管理許可に関する権利を譲渡又は賃貸等をすることは認めない。

(8) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約の締結日から 10 年以上、30 年以下の期間とし、PFI 事業者の提案によるものとする。なお、各業務の実施期間は、以下のとおり予定している。

- ・事業契約締結…………… 平成 30 年 7 月頃
- ・施設整備（公園整備計画、設計、建設）… 事業契約の効力を得る日
～平成 32 年 3 月頃まで
- ・開業…………… 平成 32 年 4 月頃
- ・維持管理・運営…………… 公園施設の維持管理・運営開始日
～事業者が提案する事業終了日

(9) PFI 事業者の収入

PFI 事業者が本事業を実施することにより得られる収入は、以下のとおりである。

- a. PFI 事業者の提案により整備する公園施設（任意施設）を運営することにより得られる収入
- b. 市が設置することを要求する公園施設（必須施設）に利用料金を設定し、公園利用者が独占して利用する場合に徴収する利用料金
- c. 本公園のネーミングライツを再付与した第三者から得られる対価
本公園のネーミングライツは、市から PFI 事業者が付与し、PFI 事業者は他の事業者にも再付与することにより収入を得ることができる。その場合において、

PFI 事業者は、ネーミングライツの対価のうち 50%を市へ納付する。なお、ネーミングライツを再付与する場合は、事前に市の承諾を得ること。

ネーミングライツによる本公園の名称は「愛称」であり、泉南市都市公園条例（昭和 56 年泉南市条例第 23 号）に定める施設の名称の改正は行わない。

(10) 設置管理許可の使用料

市が PFI 事業者に設置管理許可を与えることにより発生する使用料については、事業期間中は無償とする。

(11) 本事業の実施に関する協定等

市は、PFI 法に定める手続に従い本事業を実施するため、本事業の優先交渉権者として選定された者（以下、「選定事業者」という。）と、以下の協定等を締結する。

① 基本協定の締結

市は選定事業者との間で、速やかに基本協定を締結する。

なお、基本協定書（案）は、募集要項公表時に提示する。

② SPC（特別目的会社）の設立

選定事業者は、基本協定の定めるところにより、事業契約締結までに、本事業の遂行のみを目的とした SPC（特別目的会社）を泉南市内に設立することを原則とする。

なお、選定事業者が一定の条件のもとに SPC を設立せず、市と選定事業者が直接、事業契約を締結することも認める。SPC を設立しない場合の条件等については、募集要項に示す

③ 事業契約の締結

市は、PFI 事業者との間で、本事業を実施するために必要な一切の事項を定める事業契約を締結する。PFI 事業者は、選定事業者が提案した事業計画及び事業契約の定めるところにより本事業を実施する。

なお、事業契約書（案）については募集要項公表時に提示する。

(12) 本事業に関連する法令等の遵守

選定事業者は、本事業を実施するに当たり、PFI 法及び同法第 4 条第 1 項に規定する民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針のほか、本事業を実施するために必要な関係法規（府及び市の条例・規則等を含む。）を遵守する。

2. 特定事業の選定に関する事項

(1) 特定事業の選定にあたっての考え方

市は、本事業について、市が本公園を整備して維持管理及び運営を行う場合と、PFI事業として民間事業者が実施する場合について、定性的評価を行い、民間事業者が実施することにより効率的かつ効果的に事業を行うことができ、事業期間を通じた市の財政負担の軽減及び公共サービス水準の向上が見込まれると判断した場合に、PFI法第7条に基づき、本事業を特定事業として選定する。

(2) 選定結果の公表

前項に基づき本事業を特定事業として選定した場合、評価の内容と併せて市ウェブサイト上で速やかに選定結果を公表する。なお、事業の実現可能性についての客観的評価の結果に基づき、特定事業として選定しないとした場合にあっても同様に公表する。

第2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 募集及び選定方法

本事業を特定事業として選定した場合は、本事業への参画を希望する民間事業者を広く公募し、PFI 事業の透明性及び公平性の確保に配慮したうえで特定事業を実施する民間事業者を選定する。民間事業者の募集にあたっては、公募型プロポーザル（提案）方式を採用することを予定している。

2. 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成

本事業に係る公募型プロポーザルに参加しようとする者（以下、「応募者」という。）は、必要な資金の確保を自ら行ったうえで、設計、建設、工事監理、維持管理及び運営の各業務の全部を行う能力を有した単独企業（以下、「応募企業」という。）若しくは、これらの能力を有するものを含むグループ（以下、「応募グループ」という。）として応募する。

応募企業又は応募グループのうち、SPC へ出資を行うものを「構成企業」とし、SPC へ出資を行わないものを「協力企業」とする。SPC に対する構成企業の出資割合は、50%を超えるものとする。SPC は、事業契約締結までに設立する。

構成企業のうち、応募企業又は応募グループを代表する企業を「代表企業」とし、代表企業は以下の要件を満たすこと。

- i) 本事業における応募手続を行うこと。
- ii) 事業期間に渡り、SPC に対する出資者のうち最大の出資を行うこと。

また、施設整備期間及び維持管理・運営期間の各期間において、それぞれの業務を円滑に実施するために最もふさわしい企業が SPC の最大の議決権を保有する株主となることを目的とした出資者間の株式の譲渡は、市の書面による承諾を条件に可能とする。

なお、選定事業者が一定の条件のもとに SPC を設立せず、市と選定事業者が直接、事業契約を締結することも認める。SPC を設立しない場合の条件等については、募集要項に示す。

(2) 応募者の参加資格要件

① 企業の参加資格要件

応募者は、以下の参加資格要件をすべて満たすこと。

- i) 提案する事業の実現に必要な資力及び信用等を有する者であること。
「提案する事業の実現に必要な資力」は、主に以下の要件を確認するものとする。
 - 直近の決算期末において、債務超過（純資産額がマイナス）でないこと。
 - 経常損益について、直近の決算を含み3期連続のマイナスでないこと。
- ii) PFI 法第9条に規定する欠格事由に該当しない者であること。
- iii) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- iv) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て、又は同法附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条の規定に基づく破産申立てがなされていない者であること。
- v) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て、又は同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係る同法施行による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- vi) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て、又は平成12年3月31日以前に、同法附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされている和議事件に係る同法施行による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てがなされていない者であること。
- vii) 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定に基づく特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
- viii) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条の規定に基づく指示又は営業停止の処分を受けていない者であること。
- ix) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体ではないこと。なお、基本協定又は事業契約の締結後に当該処分を受けている団体若しくはその代表者、主

宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体であることが判明した場合には当該基本協定又は事業契約を解除する。

- x) 泉南市建設工事等指名停止要綱（平成 15 年 7 月 28 日制定）に基づく指名停止措置を受けていない者。
- xi) 泉南市暴力団排除条例（平成 25 年 3 月 29 日条例第 18 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までに該当しない者であること。また、契約後に該当していることが判明した場合には当該事業契約を解除する。
- xii) 大阪府暴力団排除条例（平成 22 年 11 月 4 日条例第 58 号）第 2 条第 1 号から第 4 号までに該当しない者であること。また、契約後に該当することが判明した場合には当該事業契約を解除する。
- xiii) 国税（法人税、事業税、消費税等）及び地方税を滞納していない者であること。また、法人及び代表者の法人市民税、住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税等の市への滞納がないこと。
- xiv) 市が設置する（仮称）泉南市営りんくう公園整備に係る PFI 事業者選定委員会の委員が所属する組織又はその組織との資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、事業者選定に関して自己に有利になることを目的として委員と接触を試みた者については、応募の参加資格を失うものとする。
- xv) 本事業に係るアドバイザー業務に関与している以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
 - ・ 国際航業株式会社 東京都千代田区六番町 2
 - ・ 東京丸の内法律事務所 東京都千代田区丸の内 3-3-1「資本面において関連がある者」とは、当該企業の総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

② 各業務実施企業の参加資格要件

構成企業及び協力企業のうち、設計、建設、工事監理、維持管理及び運営の各業務に主として当たるもの（PFI 事業者からこれらの業務を受託する者を含む。）は、それぞれアからオまでの要件を満たすこと。複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができる。

なお、SPC を設立しない場合の条件等については、募集要項に示す。

ア 設計業務を行う者

設計業務を行う者は、以下に示す要件を満たすこと。

- a. 建築設計業務を行う者
 - i) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
 - ii) 第一次審査書類の受付最終日までの過去 5 年以内に完了した公共施設又は商業施設の実施設設計の実績を有すること。ただし、複数の者で設計業務を行う場合は、主たる部分を担当する企業が当該実績を有していればよいものとする。
 - b. 公園設計業務を行う者
 - i) 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第二条の規定に基づく建設コンサルタント登録（造園部門）を行っていること。
 - ii) 第一次審査書類の受付最終日までの過去 5 年以内に完了した都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 7 条第 5 項に規定される公園（街区公園を除く）の実施設設計の実績を有すること。ただし、複数の者で設計業務を行う場合は、主たる部分を担当する企業が当該実績を有していればよいものとする。
- イ 建設業務を行う者
- 建設業務を行う者は、以下の要件を満たすこと。
- a. 建築物の建設業務を行う者
 - i) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事の特定建設業の許可を受けた者であること。ただし、複数の者で施工する場合は、施工する企業がそれぞれ担当する業種の許可を受けていればよいものとする。
 - ii) 建築物の建設を行う者の直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「建築一式」の総合評定値が 700 点以上であり、かつ特定建設業許可を有すること。ただし、複数の者で施工する場合は、主たる部分を担当する企業が本要件を満たしていればよいものとする。
 - iii) 建築物の建設を行う者の主たる営業所及び入札契約等の権限を委託された支店・営業所等の所在地が大阪府内にあること。
 - iv) 第一次審査書類の受付最終日までの過去 5 年以内に完了した公共施設又は商業施設の建築一式工事（新築、増築又は改築）の実績を有すること。当該実績は、元請負人として受注し、かつ単一の契約によりなされたもので、共同企業体の構成員としての実績の場合、当該共同企業体の経営形態は共同施工方式によるもので、当該共同企業体の構成員としての出資比率が 50%以上であ

る者に限る。ただし、複数の者で施工する場合は、主たる部分を担当する企業が当該実績を有していればよいものとする。

v) 業務を実施するために必要となる資格等を有する者を本事業に配置することが可能なこと。

b. 公園の建設業務を行う者

i) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、土木一式工事の特定建設業の許可を受けた者であること。ただし、複数の者で施工する場合は、施工する企業がそれぞれ担当する業種の許可を受けていけばよいものとする。

ii) 公園の建設を行う者の直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「土木一式」の総合評定値が 700 点以上であり、かつ特定建設業許可を有すること。ただし、複数の者で施工する場合は、主たる部分を担当する企業が本要件を満たしていればよいものとする。

iii) 公園の建設を行う者の主たる営業所及び入札契約等の権限を委託された支店・営業所等の所在地が大阪府内にあること。

iv) 第一次審査書類の受付最終日までの過去 5 年以内に完了した都市計画法施行規則第 7 条第 5 項に規定される公園（街区公園を除く）、又は基盤整備工事を含む公園緑地工事の実績を有すること。当該実績は、元請負人として受注し、かつ単一の契約によりなされたもので、共同企業体の構成員としての実績の場合、当該共同企業体の経営形態は共同施工方式によるもので、当該共同企業体の構成員としての出資比率が 50%以上である者に限る。ただし、複数の者で施工する場合は、主たる部分を担当する企業が当該実績を有していればよいものとする。

v) 業務を実施するために必要となる資格等を有する者を本事業に配置することが可能なこと。

ウ 工事監理業務を行う者

工事監理業務を行う者は、以下の要件を満たすこと。

a. 建築物の工事監理業務を行う者

i) 建築士法第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。

ii) 第一次審査書類の受付最終日までの過去 5 年以内に完了した公共施設又は商業施設の設計又は工事監理の実績を有すること。ただし、複数の者で工事監理業務を行う場合は、主たる部分を担当する企業が当該実績を有していれば

よいものとする。

b. 公園の工事監理業務を行う者

- i) 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条の規定に基づく建設コンサルタント登録（造園部門）を行っていること。
- ii) 第一次審査書類の受付最終日までの過去 5 年以内に完了した都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 7 条第 5 項に規定される公園（街区公園を除く）の設計又は工事監理（発注者支援・施工管理等）の実績を有すること。ただし、複数の者で工事監理業務を行う場合は、主たる部分を担当する企業が当該実績を有していればよいものとする。

エ 維持管理業務を行う者

維持管理業務を行う者は、以下の要件を満たすこと。なお、i 及び ii については、いずれか一方の要件を満たすこと。

- i) 第一次審査書類の受付最終日までの過去 5 年間に、公園又は公園施設における維持管理業務の実績が 1 件以上あること。
- ii) 公園及び各公園施設における維持管理業務を遂行する能力があると客観的に認められる実績を有していること。
- iii) 業務を実施するために必要となる資格等を有する者を本事業に配置することが可能なこと。

オ 運営業務を行う者

運営業務を行う者は、以下の要件を満たすこと。なお、i 及び ii については、いずれか一方の要件を満たすこと。

- i) 第一次審査書類の受付最終日までの過去 5 年間に、公園又は公園施設における運営業務の実績が 1 件以上あること。
- ii) 公園及び公園施設における運営業務を遂行する能力があると客観的に認められる実績を有していること。
- iii) 業務を実施するために必要となる資格等を有する者を本事業に配置することが可能なこと。

(3) 応募者の参加資格要件確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、第一次審査書類の受付最終日とする。

参加資格確認後、優先交渉権者決定の日までの間に、構成企業又は協力企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、原則として失格とする。ただし、応募グループの申し出により、市がやむを得ないと認め承認する場合には、参加資格要件を欠く構成企

業（代表企業を除く。）又は協力企業を変更することができる。

また、事業契約締結日までの間に構成企業又は協力企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、原則として基本協定又は事業契約を締結しないこととする。ただし、応募グループの申し出により、市がやむを得ないと認め承認する場合には、参加資格要件を欠く構成企業（代表企業を除く。）又は協力企業を変更することができる。

なお、上記の理由で基本協定又は事業契約の締結が行えない場合、それまでにかかった市及び応募者の費用は、各自の負担とする

(4) 代表企業、構成企業及び協力企業の変更

応募企業又は応募グループの構成企業又は協力企業は、他の応募企業又は応募グループの構成企業又は協力企業となることはできないものとする。

構成企業及び協力企業の変更は、優先交渉権者決定前後を問わず原則として認めないものとするが、やむをえない事態が生じた場合は市の承認の上で変更することができる。

なお、代表企業の変更は認めない。

(5) 公募型プロポーザルに係る提出資料

① 提出資料

応募者からの提出資料は以下のとおりである。詳細は募集要項公表時に示す。

- a. 参加表明書等
- b. 第一次審査に関する書類
- c. 第二次審査に関する書類

② 提出資料の取扱い

ア 著作権

市が示した募集要項等の著作権は市に帰属し、応募者又は PFI 事業者が提出した書類の著作権は応募者又は PFI 事業者に帰属する。ただし、本事業期間中において、公表時その他市が必要性を認めたときは、市は提出書類の全部又は一部（公にすることにより応募者又は PFI 事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除く。）を公表その他に使用できるものとする。設計図書は市が無償利用する権利及び権限を有する。かかる利用の権利及び権限は、本事業契約終了後も存続する。

なお、応募者の提出書類は返却しない。

イ 特許等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下、「特許権等」という。）の対象となっている

材料、施工方法、維持管理方法及び運営方法等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を応募者が負担する。

3. 民間事業者の募集・選定手順

(1) 募集・選定スケジュール

選定にあたっては、以下のスケジュールを予定している。なお、具体的な日程は募集要項等の公表時に示す。

表 1 募集・選定スケジュール

スケジュール(案)	内容
平成 29 年 12 月上旬	募集要項等の公表
平成 29 年 12 月上旬～ 平成 29 年 12 月中旬	募集要項に関する質問の受付期間
平成 29 年 12 月上旬～ 平成 29 年 12 月下旬	提案内容に関する質問の受付期間
平成 29 年 12 月下旬	募集要項に関する質問に対する回答の公表
平成 29 年 12 月下旬～ 平成 30 年 1 月中旬	第一次審査書類の受付期間
平成 30 年 1 月頃予定	第一次審査結果の通知
平成 30 年 1 月頃予定	提案内容に関する質問に対する回答の公表
平成 30 年 2 月頃予定	個別対話の実施
平成 30 年 2 月頃予定	個別対話の回答の公表（公表が必要と判断したもの）
平成 30 年 2 月～ 平成 30 年 3 月頃予定	第二次審査書類の受付期間
平成 30 年 4 月頃予定	第二次審査及びヒアリング
平成 30 年 5 月頃予定	審査結果の公表
平成 30 年 5 月頃予定	基本協定の締結
平成 30 年 5 月頃予定	提案内容に関する協議等
平成 30 年 7 月頃	事業契約の締結

(2) 民間事業者の募集手続等

① 募集要項等の公表

特定事業の選定を踏まえ、募集要項等を市ウェブサイト上で公表する。

② 募集要項に関する質問の受付・回答の公表

募集要項に関する質問受付期間を設け、受付けた質問について後日回答を公表する。詳細は、募集要項等の公表時に示す。

③ 「(仮称) 泉南市営りんくう公園整備に係る PFI 事業者選定委員会」の設置と評価

市は、専門家等による「(仮称) 泉南市営りんくう公園整備に係る PFI 事業者選定委員会」(以下、「委員会」という。)を設置し、委員会が事業者選定基準に基づいて応募書類等の審査を行い、市は委員会の審査結果に基づき、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

④ 第一次審査に関する書類の受付

応募者は、募集要項等に定めるところにより参加表明書及び第一次審査に関する書類を提出する。

第一次審査は、参加資格の確認を目的とする。応募の詳細については、募集要項等の公表時に示す。

⑤ 第一次審査

市は、第一次審査に関する書類を提出した応募者を対象に参加資格の有無を確認する。その結果については、各応募者に書面で通知する。

⑥ 個別対話

本事業を適切に実施するため、要求水準の解釈を明確化することを目的として、個別対話を実施する。個別対話は、参加資格があると認められた応募者に対して実施するものとする。個別対話の詳細については、募集要項等の公表時に示す。

⑦ 第二次審査に関する書類の受付

第一次審査の結果、参加資格があると認められた応募者は、募集要項等に基づき本事業に関する事業計画の提案内容を記載した第二次審査に関する書類を提出する。

⑧ 第二次審査及びヒアリング

委員会は、提出された書類に対して、事業者選定基準に基づき審査を行い、最優秀提案、優秀提案を選定する。事業者選定基準は、募集要項等の公表時に示す。

審査にあたっては、応募企業又は応募グループごとに、提案内容に関するヒアリ

ングを実施する。ヒアリングの具体的な実施方法については、募集要項等の公表時に示す。

⑨ 優先交渉権者等の決定

市は、最優秀提案者を優先交渉権者、優秀提案者を次点交渉権者として決定する。

⑩ 審査結果の公表、優先交渉権者等を決定しない場合

ア 審査結果の公表

市は、優先交渉権者及び次点交渉権者（以下、「優先交渉権者等」という。）となる応募者を決定した場合は、その結果を速やかに第二次審査対象者に通知するとともに市ウェブサイト上に公表する。

イ 優先交渉権者等を決定しない場合

民間事業者の募集、提案内容の審査及び選定において、最終的に応募者がいない、あるいは、いずれの応募者の提案においても本事業の目的が達成できない等により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断する場合は、優先交渉権者等を決定せず特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を応募者に通知するとともに、市ウェブサイト上に公表する。

上記の場合において、これまでににかかった費用は、市及び応募者が各自負担するものとする。

⑪ 提案内容に関する協議

市は、優先交渉権者等の決定後、優先交渉権者と提案内容に関する協議を行い、その結果、提案された公園施設が都市公園の公園施設として認められない等、提案内容を変更することが必要な場合は、当該提案内容の修正・変更を行う。また、市が実施することを認めることができない提案内容がある場合は、提案内容の修正・変更を行う。

市は、優先交渉権者と事業契約の内容に関する協議を行い、協議が整った場合は、当該優先交渉権者と事業契約を締結する。

市は、優先交渉権者と協議が整わなかった場合には、次点交渉権者と提案内容に関する協議を行う。その結果、提案された公園施設が都市公園の公園施設として認められない等、提案内容を変更することが必要な場合は、当該提案内容の修正・変更を行う。また、市が実施することを認めることができない提案内容がある場合は、提案内容の修正・変更を行う。

上記の場合において、市は次点交渉権者と事業契約の内容に関する協議を行い、協議が整った場合は、当該次点交渉権者と事業契約を締結する。

市は、次点交渉権者との協議が整わなかった場合には、事業者選定手続きをやり直すものとする。

第3. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 事業者の責任の明確化に関する事項

(1) 事業者の責任

本事業は市と PFI 事業者が相互に協力し、適正にリスクを分担することにより本事業の目的の遂行を図るものであり、原則として PFI 事業者が本事業に係る責任を負うものとする。

ただし、市が負うべき合理的な理由がある事項については市が責任を負うこととする。

(2) 想定されるリスクと責任分担

想定される市と PFI 事業者のリスクの責任分担は、資料3「リスク分担表（案）」によるものとするが、詳細は募集要項等の公表時に示すものとし、両者に矛盾がある場合には後者のリスク分担によるものとする。なお、本実施方針におけるリスク分担を変更する合理的かつ明確な理由のある意見及び提案があった場合には、必要に応じてリスク分担の変更を行うことがある。

(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

市又は PFI 事業者のいずれかが責任を負うべきリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負うべき者が全額負担することとする。

また、一定額まで PFI 事業者が責任を負うとしたリスクや、市及び PFI 事業者が共同で責任を負うべきリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、リスク分担（案）によるほか、詳細は募集要項等の公表時に示す。

2. 事業者の責任の履行確保に関する事項

市は、PFI 事業者が、事業契約等に定められた業務を確実に遂行していることを確認するため、業務要求水準及び PFI 事業者が提案したサービス水準の達成状況、PFI 事業者の財務状況についてモニタリングを行うものとする。

なお、モニタリングの方法等については、募集要項等の公表時に示す。

第4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 公共施設等の立地に関する事項

(1) 公共施設等の立地に関する事項

立地に関する事項は、次のとおりである。

事業予定地：大阪府泉南市りんくう南浜地内

敷地面積：都市公園区域：約26.26ha

施設名称：(仮称) 泉南市営りんくう公園

事業区域の設定：表2及び「資料1 区域図」(P.27)を参照

表2 本事業予定地の分類と区域、土地の状況等

分類	区域名	土地の整備・仕様状況等
整備実施区域	A-1	<ul style="list-style-type: none"> ・未整備 ・A-3区域は、海水浴場開設期間中は簡易施設を設置
	A-2	
	A-3	
整備可能区域	B-1	総合交流拠点「サザンぴあ」を設置し運用中
	B-2	公園を設置し運用中
	B-3	未整備（府が基盤整備を予定）
整備対象としない区域	C-1	人工海岸及び海岸保全施設
	C-2	市民球場を設置し運用中
	C-3	ビオトープを設置し運用中

土地の所有：府有地（一部市有地含む）

事業区域の都市計画の状況：表3を参照

表3 事業区域の都市計画の状況

区域区分	用途地域	容積率	建ぺい率	防火地域	該当区域
市街化区域	近隣商業地域	30/10	8/10	準防火地域指定	A-1、A-2、 A-3、B-1、 C-1
	準工業地域	20/10	6/10		B-2、B-3
	準工業地域	30/10	6/10		C-2、C-3

(2) 本事業区域のうち既存施設に関する事項

本事業区域にある既存施設の内容は、次のとおりである。(資料2「既存施設の取扱い」(P.28)を参照)

表 4 既存施設等の内容

区域名	既存施設等の内容
A-1	屋外トイレ (約 45 m ²)
A-2	—
A-3	屋外トイレ (約 63 m ² (2 棟))
B-1	総合交流拠点「サザンぴあ」(建築面積約 711 m ²) 駐車場 (約 380 m ²) 多目的広場 (約 1,000 m ²) 屋外トイレ (約 60 m ²)
B-2	テニスコート 4 面 (舗装面積約 3,178 m ²) ベンチ 25 基、休憩所 4 基 遊具施設 (丸太ステップ) 58 基 遊具施設 (複合木製遊具) 1 基 駐車場 105 台 (うち障がい者用 2 台) 屋外トイレ (約 63 m ² (2 棟)) 車椅子回転ゲート 6 基 水のみ台 1 基 管理事務所 1 箇所 (延床面積 : 約 266 m ²)
B-3	—
C-1	海岸保全施設 (長さ約 1,890m、管理用通路幅約 4m) 海岸保全施設 (長さ約 550m、管理用通路幅約 3m、ワシントンやし 30 本)
C-2	野球場 (延床面積 : 665 m ² 、敷地面積 : 12,232 m ²) グラウンド (延床面積約 9,520 m ² ((両翼 88m・中堅 98m))
C-3	ビオトープ : 21,048 m ²

(3) 本事業区域に隣接する施設に関する事項

事業者は、本公園に隣接する府売却予定地 (1.2ha) を購入し、施設を整備・維持管理・運営する事業者と、必要に応じて、適切に連携を図ること。

2. 事業区域に関する事項

本事業区域における事業の実施内容は、以下のとおりである。なお、既存施設は撤去を前提とした提案をすることができるが、優先交渉権者等の決定後に実施する提案内容に関する協議において、提案された既存施設の撤去の可否を決定する。

表 5 事業の実施内容

分類	区域名		整備	維持管理運営	実施内容	
整備実施区域	A-1		○	○	PFI 事業者が新たな施設を BOT 方式及び B00 方式で整備・維持管理・運営する。	
	A-2		○	○		
	A-3		○	○		
整備可能区域	B-1	PFI 事業者が既存施設を移転し、新たに施設を整備・維持管理・運営することを希望する場合	○	○	当該地区の既存施設を撤去の上、新たな施設を BOT 方式及び B00 方式で整備・維持管理・運営することができる。この場合、既存施設と同等以上の機能を有する代替施設を A-1～3 区域内に PFI 事業者が BOT 方式で整備・維持管理・運営する。	
		PFI 事業者が既存施設の移転を希望しない場合	—	—		—
	B-2	PFI 事業者が新たに施設を整備し、維持管理・運営することを希望する場合	○	○	当該地区の既存施設を撤去の上、新たな公園施設を BOT 方式及び B00 方式で整備・維持管理・運営することができる。	
		PFI 事業者が既存施設を活用し、維持管理・運営することを希望する場合	—	○		当該地区の既存施設を維持管理・運営することができる。その場合は、必要な範囲に管理許可を設定する。
		整備・維持管理・運営を希望しない場合	—	—		
	B-3	PFI 事業者が新たに施設を整備し、維持管理・運営することを希望する場合	○	○	当該地区の府整備施設を撤去の上、新たな公園施設を BOT 方式及び B00 方式で整備・維持管理・運営することができる。	
		PFI 事業者が、府が整備した施設を維持管理することを希望する場合	—	○		当該地区の府整備施設を維持管理することができる。その場合は、必要な範囲に管理許可を設定する。
		PFI 事業者が、府が整備した施設の維持管理を希望しない場合	—	—		
	整備対象としない区域	C-1		—	○	PFI 事業者が管理許可を受け、維持管理・運営する。
C-2		—	—	PFI 事業の対象外とする。		
C-3		—	—			

3. 施設構成

本事業で整備する施設は、都市公園法に基づく都市公園及び公園施設である。表 6 に示す公園施設は必ず整備することとする。その他、事業者の提案による任意施設（公園施設）を整備することができる。

なお、施設の計画に係る要件の詳細については業務要求水準書（案）に示す。

表 6 必ず整備する公園施設及び公園施設の内容

公園施設名	都市公園法における公園施設の内容
園路・広場	園路及び広場
植栽、花壇等（修景施設）	植栽及び花壇等、公園の景観を構成する施設
休憩所、ベンチ等（休憩施設）	四阿やベンチ等、公園利用者が休憩できる施設
駐車場、トイレ等（便益施設）	駐車場、駐輪場、トイレ等の施設
管理事務所等（管理施設）	さく、管理事務所、照明施設等の公園を維持管理するために必要な施設
遊具等（遊戯施設）	ぶらんこ、すべり台、砂場等の施設

第5. 事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

1. 係争に対する措置

以下の書類の解釈に疑義が生じた場合は、市と PFI 事業者は本事業の目的の遂行を前提とし、誠意を持って協議の上、解決を図るものとする。

- 市が公募型プロポーザルの手続きにおいて配布した一切の資料及び当該資料に係る質問回答書
- 選定事業者が応募手続きにおいて提出した書類
- 市と PFI 事業者との間で締結された基本協定書
- 市と PFI 事業者との間で締結された事業契約書

2. 管轄裁判所の指定

基本協定及び事業契約に係る紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6. 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

1. 事業の継続が困難となった場合の措置

(1) PFI事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

PFI事業者が事業契約上の債務を履行しない場合、市はPFI事業者に対して改善勧告を行う。改善勧告を行っても改善が認められない場合、PFI事業者の帰責事由によりサービスの提供に重大な遅延等が懸念される場合、PFI事業者の事業遂行能力の修復が不可能であると判断される場合、又はPFI事業者が倒産し、若しくはPFI事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が合理的に困難と考えられる場合、その他事業契約で定める解除事由に該当する場合は、市は事業契約を解除できるものとする。

以上の事由により市が事業契約を解除した場合は、事業契約の定めるところにより、市はPFI事業者に対して違約金及び損害賠償等の請求を行うことができるものとする。

(2) 市の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

市の債務不履行により事業の継続が困難となった場合には、PFI事業者は事業契約を解除できるものとする。

以上の事由によりPFI事業者が事業契約を解除した場合は、事業契約の定めるところにより、市はPFI事業者に対してPFI事業者に生じた損害を賠償する義務を負うものとする。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

市又はPFI事業者の責めに帰すことができない不可抗力その他の事由により事業の継続が困難となった場合は、市とPFI事業者との間で事業継続の可否について協議を行うものとする。

一定の期間内に上記の協議が整わない場合は、市が本事業の継続の可否を決定し、PFI事業者はこれに従うものとする。市が本事業の継続は難しいと判断する場合、市は、事前にPFI事業者に通知することにより、事業契約を解除できる。

以上の事由により事業契約を解除する場合の措置は、事業契約に定めるところに従うものとする。

なお、不可抗力の定義については、事業契約に定めるものとする。

2. 金融機関又は融資団と市の協議

市は、事業の安定的な継続を図ることを目的として、事業者に本事業に関する資金を供給する金融機関等の融資機関又は融資団と協議を行い、当該融資機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

第7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上の措置

本事業に関する法制上の優遇措置は想定していない。

2. 税制上の措置

市は、本事業に対して税制上の措置により支援を行うことを検討している。詳細は、募集要項等の公表時に示す。

3. 財政上及び金融上の支援

本事業に関する財政上及び金融上の支援は想定していない。

第8. その他特定事業の実施に関し必要な事項

1. 実施方針の公表に関する事項

(1) 実施方針に関する質問の受付及び回答の公表

① 受付期間

平成29年11月2日（木）～平成29年11月15日（水）17:00まで

② 提出方法

様式「実施方針等に関する質問書」に質問を記入し、第8. 4. 「送付先・問合せ先」のメールアドレス宛に送付し、送付後に電話でメールの収受を確認すること。

③ 回答方法

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に該当し、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものを除き、市ウェブサイトにて公表する。質問に対する回答を掲載するアドレスは、決定しだい、市ウェブサイト上で公表する。

④ 回答予定日

平成29年11月27日（月）

(2) 実施方針の変更

市は、民間事業者からの質問を踏まえ、PFI法第7条に定める特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。

実施方針の変更を行った場合には、市ウェブサイトへの掲載、その他適宜の方法により速やかに公表する。

2. 応募に伴う費用

応募者の応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

3. 情報公開及び情報提供

本事業は、泉南市情報公開条例に基づき情報公開を行う。また、情報提供については、適宜、市ウェブサイト等を通じて行う。

4. 送付先・問合せ先

泉南市都市整備部都市政策課

住 所 〒590-0592 泉南市樽井一丁目1番1号

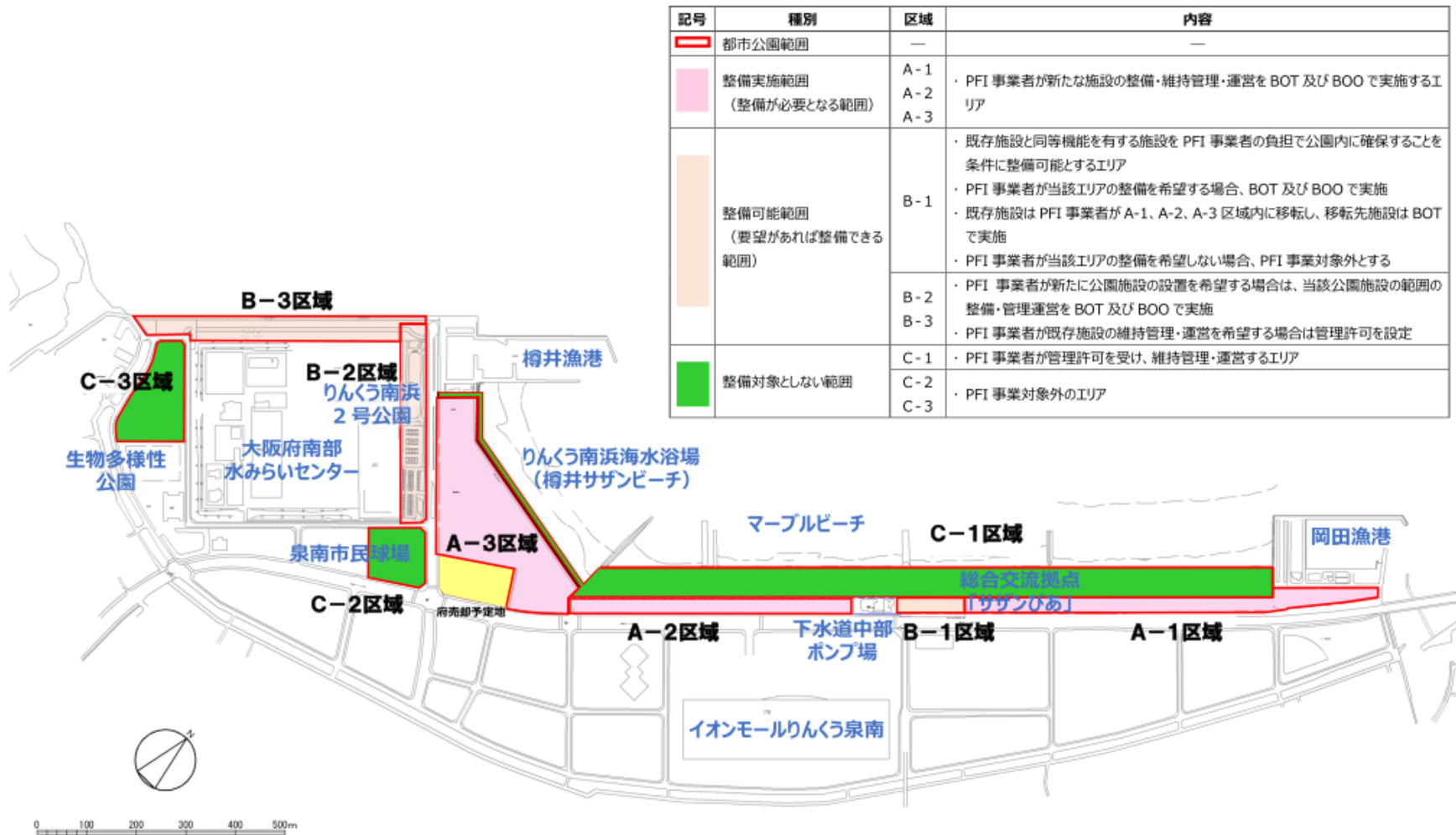
電 話 番 号 072-483-9973 (直通)

F A X 番 号 072-485-1972

メールアドレス tosei@city.sennan.lg.jp

なお、実施方針等に関する質問については、口頭又は電話での直接回答は行わない。

資料1 区域図



記号	種別	区域	内容
	都市公園範囲	—	—
	整備実施範囲 (整備が必要となる範囲)	A-1 A-2 A-3	・ PFI 事業者が新たな施設の整備・維持管理・運営を BOT 及び BOO で実施するエリア
	整備可能範囲 (要望があれば整備できる範囲)	B-1 B-2 B-3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存施設と同等機能を有する施設を PFI 事業者の負担で公園内に確保することを条件に整備可能とするエリア ・ PFI 事業者が当該エリアの整備を希望する場合、BOT 及び BOO で実施 ・ 既存施設は PFI 事業者が A-1、A-2、A-3 区域内に移転し、移転先施設は BOT で実施 ・ PFI 事業者が当該エリアの整備を希望しない場合、PFI 事業対象外とする ・ PFI 事業者が新たに公園施設の設置を希望する場合は、当該公園施設の範囲の整備・管理運営を BOT 及び BOO で実施 ・ PFI 事業者が既存施設の維持管理・運営を希望する場合は管理許可を設定
	整備対象としない範囲	C-1 C-2 C-3	<ul style="list-style-type: none"> ・ PFI 事業者が管理許可を受け、維持管理・運営するエリア ・ PFI 事業対象外のエリア

資料 2 : 既存施設の取扱い

本事業区域のうち、既に設置されている施設の取扱い等は、以下のとおりである。既存施設は撤去を前提とした提案をすることができるが、優先交渉権者等の決定後に実施する提案内容に関する協議において、提案された既存施設の撤去の可否を決定する。

表 既存施設の内容

区域名	既存施設の内容	既存施設の取扱い等
A-1	屋外トイレ (約 45 m ²)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外トイレは撤去してもよいが、本公園内の適切な場所に新設する。 ・ 屋外トイレを撤去せずに維持管理する場合は、必要な範囲で管理許可を設定する。
A-2	—	
A-3	屋外トイレ (約 63 m ² (2 棟))	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外トイレは撤去してもよいが、本公園内の適切な場所に新設する。 ・ 屋外トイレを撤去せずに維持管理する場合は、必要な範囲で管理許可を設定する。
B-1	総合交流拠点「サザンびあ」(建築面積約 711 m ²) 駐車場 (約 380 m ²) 多目的広場 (約 1,000 m ²) 屋外トイレ (約 60 m ²)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存施設の移転を希望する場合は、移転することができる。移転先の施設は BOT 方式とし、PFI 事業者が整備・維持管理・運営を行う。
B-2	テニスコート 4 面 (舗装面積約 3,178 m ²) ベンチ 25 基、休憩所 4 基 遊具施設 (丸太ステップ) 58 基 遊具施設 (複合木製遊具) 1 基 駐車場 105 台 (うち障がい者用 2 台) 屋外トイレ (約 63 m ² (2 棟)) 車椅子回転ゲート 6 基 水のみ台 1 基 管理事務所 1 箇所 (延床面積 : 約 266 m ²)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに施設を設置する場合は、既存施設を撤去し、BOT 方式及び B00 方式で整備・維持管理・運営することができる。 ・ 一部の既存施設を維持管理・運営し、活用することができる。
B-3	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府が基盤整備する予定であるが、新たな施設の整備を希望する場合は、整備することができる。
C-1	海岸保全施設 (長さ約 1,890m、管理用通路幅約 4m) 海岸保全施設 (長さ約 550m、管理用通路幅約 3m、ワシントンやし 30 本)	<ul style="list-style-type: none"> ・ PFI 事業者が管理許可を受けて維持管理を実施する。
C-2	野球場 (延床面積 : 665 m ² 、敷地面積 : 12,232 m ²) グラウンド (延床面積約 9,520 m ² ((両翼 88m・中堅 98m))	<ul style="list-style-type: none"> ・ PFI 事業の対象外であるため、既存施設の撤去、維持管理及び運営はできない。
C-3	ビオトープ : 21,048 m ²	

資料3：リスク分担表（案）

表 リスク分担（案）

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者		リスク分担の考え方	
			市	事業者		
共通	事業者選定リスク	募集要項、業務要求水準書等の誤記によるもの	○			
		市の事由による募集要項、業務要求水準書等の内容の変更によるもの	○			
	応募コストリスク	応募費用に要するもの		○		
	契約締結リスク	事業者の責に帰すべき事由により事業契約が締結できない場合		○		
		上記以外の事由により事業契約が締結できない場合	○	○	費用は各自で負担する	
	計画変更リスク	市の事由により生じる追加費用等	○			
		上記以外の事由により生じる追加費用等		○		
	制度関連リスク	政治・行政リスク	市の政策の変更(本事業に直接影響を及ぼすもの)によるもの	○		
			事業遂行にかかる議会不承認の場合の事業期間の変更、延期、契約解除等に伴う事業費の増加	○	○	費用は各自で負担する
		法制度リスク(税制度は除く)	法制度の新設・変更に関するもの(本事業に典型的又は特別的に影響を及ぼすもの)	○		
法制度の新設・変更に関するもの(上記以外のもの)				○		
許認可リスク		許認可の遅延に関するもの(市で取得するものにつき、市の帰責事由により取得できない場合)	○			
		許認可の遅延に関するもの(上記以外)		○		
税制度リスク	事業開始後の税制度の変更に関するもの		○			
社会リスク	住民対応リスク	本事業の実施そのものに対する住民反対運動、訴訟、要求等への対応に伴う追加費用	○			
		事業者が実施する業務に対する住民反対運動、訴訟、要求等への対応に伴う追加費用		○		

段階	リスクの種類		リスクの内容	負担者		リスク分担 の考え方
				市	事業者	
共通	社会リスク	環境問題 リスク	事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩、騒音、振動、土壌汚染、大気汚染、水質汚濁、光、臭気に関するもの		○	
		第三者賠償 リスク	事業者が行う業務に起因するもの		○	
	債務不履行リスク		市の事由によるもの	○		
			事業者の事業放棄、破綻等によるもの		○	
	契約解除リスク		市の債務不履行又は公共サービスが不要になった場合等による事業契約解除に伴う費用の増加	○		
			上記以外の事由による事業契約解除に伴う費用の増加		○	
	不可抗力リスク		風水害、暴動、地震等第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲を超えるもの		○	
	金利リスク		借入金利の変動に伴う追加費用		○	
	資金調達リスク		事業者が必要な資金を調達できない場合		○	
	物価リスク		物価変動による事業費用の増減		○	
調査・ 設計段階	調査・設計リスク		市の指示、変更による事業内容・計画変更によるもの	○		
	調査リスク		市が実施した測量、地質調査等の不備によるもの	○		
			当初調査では予見不可能な地質・地盤状況の結果によるもの	○		
			事業者が実施した測量、地質調査等の不備によるもの		○	
	設計リスク		市の事由による設計の遅れ又は設計変更が生じることによる費用の増加	○		
		事業者の事由による設計の遅れ又は設計変更が生じることによる費用の増加		○		
建設段階	工事完成遅延リスク		市の事由による業務要求水準書の変更その他市の事由による工事完成遅延による費用の増加	○		
			上記以外の事由による工事完成遅延による費用の増加		○	

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者		リスク分担の考え方
			市	事業者	
建設段階	設計変更リスク	市の事由による業務要求水準書の変更その他市の事由による工事期間変更、工事の遅延・中断等による費用の増加	○		
	調査・設計ミスリスク	調査・設計ミスに伴う工事期間変更、工事の遅延・中断等による費用の増加		○	
	瑕疵リスク	工事監理及び工事にかかる瑕疵に伴い発生する費用の増加		○	
	工事費増加リスク	市の事由による工事費の増加	○		
上記以外の事由による工事費の増加			○		
維持管理・運営段階	施設損傷リスク	市の事由による施設の損傷	○		
		上記以外の事由による施設の損傷		○	
	要求水準未達リスク	業務要求水準書未達への対応のための費用の増加		○	
	施設管理コストリスク	業務要求水準変更、その他市の事由による事業内容・用途の変更に起因する維持管理費の増加	○		
	運営開始遅延リスク（許認可は除く）	業務要求水準の変更、その他市の事由に伴う運営開始遅延による費用の増大	○		
		上記以外の事由による運営開始遅延による費用の増大		○	
	需要変動リスク	市の帰責事由により、本施設の利用者が著しく減少し、経営圧迫が生じた場合の事業者の収益の変動、維持管理・運営に係る経費や業務量の変動	○		
		上記以外の事由によるもの		○	
	事業内容変更リスク	市の責に帰する事業内容等の変更によるもの	○		
		事業者の責に帰する事業内容等の変更によるもの		○	
	運営コストリスク	業務要求水準変更、その他市の事由による事業内容・用途の変更に起因する運営に係る費用の増加	○		
		上記以外の事由によるもの		○	
業務中断リスク	市の事由による契約条件変更に伴う業務中断	○			
	上記以外の事由によるもの		○		

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者		リスク分担 の考え方
			市	事業者	
維持管理・運営段階	技術革新リスク	施設及び設備の陳腐化に対応した維持管理・運營業務の内容変更に伴う費用の増加		○	
		技術進歩に対応した維持管理・運營業務の内容変更に伴う費用の増加		○	
契約終了段階	事業清算、業務移管に伴うリスク	事業清算手続き、業務移管手続き及び事業者の清算手続きに伴う費用		○	
	施設性能確保リスク	事業期間終了時における要求性能水準の保持		○	